

【信用リスク】（3柱）

＜SA-CCRを用いている国内基準行の定量的開示事項＞

【関連条項】第10条第4項第2号へ、第10条第4項第2号チ、第10条第4項第4号ハ、第12条第4項第3号へ、第12条第4項第3号チ、第12条第4項第5号ハ、第15条第4項第3号へ、第15条第4項第3号チ、第15条第4項第5号ハ

第10条第4項-Q1 派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にSA-CCRを用いている場合には、これらの与信相当額に係る信用リスク削減手法の効果の適用前の計数をどのように開示すればよいでしょうか。（令和5年3月28日追加）

(A)

国内基準行が派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の計算にSA-CCRを用いている場合であって、これらの与信相当額に係る定量的な開示を行うときは、信用リスク削減手法の効果の適用の前後にかかわらず、信用リスク・アセットの額の算出に用いている与信相当額に係る計数に基づいた定量的な開示対応を行うこととします。

この場合、第10条第4項第4号ハ、第12条第4項第5号ハ及び第15条第4項第5号ハの規定に基づく開示の対応を省略することで差支えありません。